## 就学援助制度のお知らせ

岡崎市教育委員会

就学援助制度とは、経済的な理由で、お子さんの市立小中学校への就学にお困りの方に、学校給食費や学用品費など、学校での学習に必要な費用の一部を援助する制度です。 援助を希望される方は、お子さんの通学している学校の就学援助担当または担任にお 気軽に御相談ください。

## ◇援助の対象となる方の条件と申請に必要な書類

	条件	申請に必要な添付書類		
1	生活保護を受給している方	不要		
2	生活保護が停止又は廃止された方	不要		
3	市民税が非課税又は減免された方	不要		
4	児童扶養手当を受給している方	不要		
5	世帯全員の所得合計が、所得基準額に満たない方	不要		
6	国民健康保険料が減免された方	減免又は徴収猶予決定通知書の写し		
	国民年金の掛金が減免された方	免除申請承認通知書の写し		
7	その他の理由で経済的にお困りの方	教育委員会が指定する書類		
	(ローンの返済等は考慮できません。)			
	例)・個人事業税が減免された方	例)・個人事業税減免決定通知書の写し		
	・固定資産税が減免された方	・固定資産税減免決定通知書の写し		
	・生活福祉資金貸付を受けている方	・貸付決定通知書の写し		
	・職業安定所登録日雇労働者である方	• 日雇労働者被保険者手帳		

※電子申請も可能です。詳しくは岡崎市ホームページで「就学援助」と検索ください。

## ◇就学援助認定の所得基準額

2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
2,180,000円	2,760,000円	3,030,000円	3,390,000円	3,630,000円

※ 1~7月分は前々年所得、8~12月分は前年所得で審査します。

## ◇援助の内容

学校給食費(全額)、学用品・通学用品費(月定額)、校外活動費(限度あり) 修学旅行費(限度あり)、新入学学用品費(定額)

☎学校指導課 23-6425